

# 公立大学法人福島県立医科大学定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 組織及び業務
  - 第1節 役員及び職員（第8条－第13条）
  - 第2節 役員会（第14条－第16条）
  - 第3節 審議機関（第17条・第18条）
  - 第4節 業務の範囲及びその執行（第19条・第20条）
- 第3章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）
- 第4章 委任（第23条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、県民の保健・医療・福祉に貢献する倫理性豊かな医療人を教育・育成し、最新かつ高度な医学、看護学及び保健科学を研究・創造するとともに、県民の<sup>いのち</sup>生命と健康を守る基幹施設として全人的・統合的な保健医療を提供することを目的とする。

### （名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）と称する。

### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、福島県立医科大学（第16条第1項第6号、第17条第2項第4号及び第18条第2項第5号を除き、以下「大学」という。）を福島県福島市光が丘1番地に設置する。

### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、福島県とする。

### （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を福島市に置く。

### （法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、福島県報に掲載して行う。

## 第2章 組織及び業務

### 第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条に規定する役員会の議を経るものとする。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は福島県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

8 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を、福島県知事(以下「知事」という。)に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1)法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2)その他福島県の規則で定める書類

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任免等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長となるものとする。

3 第1項の法人の申出は、大学の学長となる法人の理事長(以下「学長となる理事長」という。)を選考するため設置される機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、委員6人で組織する合議体とし、理事長選考会議の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

- (1) 第 17 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者の中から同条第 1 項に規定する経営審議会において選出された者
- (2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる者の中から同条第 1 項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は理事長選考会議を主宰する。
- 7 知事が学長となる理事長を解任する場合は、理事長選考会議の申出により行う。
- 8 知事は、学長となる理事長が法第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該学長となる理事長の解任について理事長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続きその他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任免等)

第 11 条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 監事は、知事が任命する。
- 3 理事長は、副理事長及び理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事の中に含まれるようにしなければならない。
- 4 知事又は理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定により任命した役員が法第 17 条第 2 項又は第 3 項に該当する事由があると認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員任期)

第 12 条 学長となる理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6 年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 3 監事の任期は、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第 3 項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(職員の任命等)

第 13 条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第 2 節 役員会

(設置及び構成)

第 14 条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 15 条 役員会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

(議事等)

第 16 条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 職員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項
- (5) 重要な方針、規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

2 役員会の議事が次条第 1 項に規定する経営審議会又は第 18 条第 1 項に規定する教育研究審議会の審議事項に関するものである場合には、役員会は、経営審議会又は教育研究審議会の審議結果に配慮するものとする。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、役員会を主宰する。

5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

### 第 3 節 審議機関

(経営審議会)

第 17 条 法人に法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、委員 10 人以内で組織し、経営審議会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事又は職員

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命する者

3 前項第 4 号に掲げる者の数は、5 人以内とし、かつ、委員の総数の 2 分の 1 を下回らない数とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、役員である委員は、当該職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項
- 8 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 議長は、経営審議会を主宰する。
- 10 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 11 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（教育研究審議会）

第 18 条 大学に教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、委員 18 人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- (3) 学長が指名する副理事長、理事又は職員
- (4) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究審議会の承認を得て理事長が任命する者
- 3 前項第 4 号及び第 5 号に掲げる者の数は、それぞれ 4 人及び 2 人とする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、役員である委員及び第 2 項第 2 号に該当する委員については、当該職の任期とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 教育研究審議会は、大学に関する次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
  - (2) 中期計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
  - (3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 教員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項
  - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
  - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

- (9)前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
- 8 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
  - 9 議長は、教育研究審議会を主宰する。
  - 10 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 11 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第4節 業務の範囲及びその執行

##### (業務の範囲)

第19条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1)大学を設置し、これを運営すること。
- (2)学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3)法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4)地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5)法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会の発展に寄与すること。
- (6)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

#### 第3章 資本金、出資及び資産

##### (資本金等)

第21条 法人の資本金については、福島県が出資する法人の業務に必要な土地、建物及び医療機器とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福島県が評価した価額の合計額 **52,888,723,757** 円とする。

##### (解散した場合の残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、福島県に帰属する。

#### 第4章 委任

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命の特例)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、知事が行う。

(最初の学長となる理事長の任期の特例)

- 3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の学長となる理事長の任期は、2年とする。

(最初の教育研究審議会の特例)

- 4 第18条第2項の規定にかかわらず、大学の設置後最初に設置される教育研究審議会の委員は、同項第1号から第3号までに掲げる委員で構成するものとする。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。